

第 2 1 回成田市農業委員会総会議事録

令和 7 年 3 月 1 0 日

成 田 市 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和7年3月10日(月)
午後1時30分から午後3時03分

2. 開催場所 成田市役所 6階 大会議室

3. 定数及び現員 定数19名 現員19名

4. 出席委員 18名

議長 諏訪 恵 昨

2番 大竹 卓 11番 矢崎 光 二

3番 宮城 敏彦 12番 萩原 孝次

4番 田中 敏雄 13番 小川 美智子

5番 浅井 弘一 15番 宇井 甲司郎

6番 京相 稔 16番 泉水 厚子

7番 加藤 茂 17番 藤崎 明

8番 渡邊 義行 18番 坂田 一郎

9番 諏訪 和恵 19番 湯浅 恵介

10番 湯浅 光江

5. 欠席委員 1番 木村 知子

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案(令和7年3月)について

議案第5号 令和7年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の
設定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地利用状況調査の結果について
報告第6号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	井上裕二
主幹兼農地係長	酒井宏幸
振興係長	鎌形清人
主査	青柳紀生
副主査	渡邊里美

8. 傍聴人

なし

○議長（諏訪会長） 本日、木村委員は欠席でございますので、出席委員は、18名です。

それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、第21回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

○議長 議案の審議に先立ちまして、2月総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布しました「諸般の報告」のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、
6番 京相 稔委員、7番 加藤 茂委員 の兩名を指名いたします。また、書記に
鎌形 振興係長 を任命します。

○議長 それでは、本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月）について

議案第5号 令和7年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第5号 農地利用状況調査の結果について

報告第6号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告6件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集3ページをお開きください。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。全体で14件の申請がございました。

①売買でございます。7件の申請でございます。

1 番、村田にお住まいの譲受人が、茨城県水戸市にお住まいの譲渡人が所有する、村田の田 3 筆、合計 2, 8 2 5 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「譲渡人の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料 1 ページが案内図でございます。

2 番、西大須賀にお住まいの譲受人が、四谷にお住まいの譲渡人が所有する、西大須賀の畑 1 筆、3 6 1 m²を売買により取得したいという申請でございます。なお、本案につきましては、先週 6 日に開催されました第 2 小委員会において、新規就農面接を実施しております。

譲受人の事由は、「自宅に近く、耕作に便利のため、申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の 2 ページが案内図でございます。

続きまして 3 番、譲受人である三里塚光ヶ丘の法人が、飯田町にお住まいの譲渡人が所有する、十余三の畑 3 筆、合計 2 1, 7 8 0 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが高齢で耕作ができないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の 3 ページが案内図でございます。

続きまして 4 番、伊能にお住まいの譲受人が、同じく伊能にお住まいの譲渡人が所有する、伊能の畑 1 筆、1 0, 8 5 0 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の 4 ページが案内図でございます。

続きまして 5 番、北羽鳥にお住まいの譲受人が、南羽鳥及び香取郡神崎町にお住まいの譲渡人が所有する、北部の田 2 筆、合計 2, 0 4 2 m²を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「相続したが耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもの

で、総会資料の5ページが案内図でございます。

続きまして、議案集5ページでございます。

6番、小野にお住まいの譲受人が、船橋市にお住まいの譲渡人が所有する、小野の畑5筆及び田3筆、合計11,807㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「経営規模の拡大」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「高齢で後継者がいないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料の6ページが案内図でございます。

続きまして7番、三里塚御料にお住まいの譲受人が、香取市にお住まいの譲渡人が所有する、官林の畑1筆、13,987㎡を売買により取得したいという申請でございます。

譲受人の事由は、「現在所有の農地が成田空港の拡張により、空港用地になるため、代替地として優良な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

譲渡人の事由は、「経営規模の縮小」というもので、総会資料の7ページが案内図でございます。

続きまして議案集の6ページ、②交換でございます。2件の申請がございました。

1番及び2番は、相互に関係がございますので、一括してご説明いたします。

安西にお住まいの譲受人と譲渡人がそれぞれ所有する、北羽鳥の田2筆、合計2,012㎡と、北部の畑1筆及び田1筆、合計2,042㎡を、交換により取得したいという申請でございます。

譲受人及び譲渡人の事由は、相互に、「蓮田の脇で迷惑をかけてしまうため、申請地を交換する。」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書がそれぞれ添付されております。総会資料の8ページ及び9ページが案内図でございます。

続きまして、③贈与でございます。3件の申請がございました。

1番、郷部にお住まいの受贈者が、美郷台にお住まいの贈与者が所有する、小泉の畑1筆、2,477㎡を贈与により取得したいという申請でございます。

なお、本案につきましても、先週の第2小委員会で、新規就農面接を実施している案件でございます。

受贈者の事由は、「贈与者の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「仕事が忙しく農作業が困難となったため、弟に贈与する」というもので、総会資料の10ページが案内図でございます。

続きまして、議案集7ページでございます。

2番、伊能にお住まいの受贈者が、不動ヶ岡にお住まいの贈与者が所有する、伊能の田1筆、1,056㎡を贈与により取得したいという申請でございます。受贈者の事由は、「贈与者の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「耕作できないため、贈与する」というもので、総会資料の11ページは案内図でございます。

続きまして3番、伊能にお住まいの受贈者が、不動ヶ岡にお住まいの贈与者が所有する、伊能の田2筆、合計1,196㎡を贈与により取得したいという申請でございます。受贈者の事由は、「贈与者の要望による」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。贈与者の事由は、「耕作できないため、贈与する」というもので、総会資料の12ページが案内図でございます。

続きまして、④賃借権の設定でございます。2件の申請でございます。

1番は、大竹にお住まいの賃借人が、同じく大竹にお住まいの賃貸人が所有する、大竹の畑2筆、合計830㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は、「自宅から近く、耕作に便利な申請地を借り受けたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「賃借人の要望による」というもので、総会資料の13ページが案内図でございます。

続きまして2番、賃借人である東京都千代田区の法人が、賃貸人である小泉の法人が所有する、小泉の畑1筆、17,214㎡に賃借権を設定したいという申請でございます。

本案につきましても、第2小委員会で、新規就農面接を実施いたしました。

賃借人の事由は、「既にコーヒー苗を順調に栽培している、申請地を借り受けたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。賃貸人の事由は、「代表取締役の体調不良により、事業に従事することが困難となったため、申請地を貸し付けたい」というもので、総会資料の14ページが案内図でございます。

以上で「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、①売買について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 農地法第3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する

日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の1番は、田3筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の2番は、畑1筆を取得し、じゃがいも、ネギ、トマト、ナスを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の3番につきましては、法人による農地の売買でございますが、法人形態は株式会社、事業要件は必須条件の農業について、農産物の生産と販売が定款及び登記事項証明書の目的欄に記載されております。構成員要件の構成員は8名であり、議決権要件については、構成員である役員1名が法人の農業の常時従事者であり、その者の議決権の割合は100%となり、総数の過半を満たしております。また、業務執行権要件は、構成員である役員及び重要な使用人1名が法人の農業に常時従事しております。このことから、農地所有適格法人の要件を満たしております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の3番は、畑3筆を取得し、早生桐と甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の3番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

続きまして、農地法第3条①売買の4番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の4番は、畑1筆を取得し、甘藷の育苗や甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。

なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の5番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の5番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の6番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する

日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の6番は、田3筆、畑5筆を取得し、田では水稻を、畑では栗、ブルーベリー、花を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の6番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。

農地法第3条①売買の7番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、売買の7番は、畑1筆を取得し、甘藷を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから売買の7番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、①売買の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。
(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 去る3月6日、午後1時から、市役所6階 大会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。

農業委員6名、農地利用最適化推進委員4名、合計10名の出席により、新規就農に係る面接の他、本総会に提案される各議案につきまして、事前審査を行いました。

農地法第3条の許可申請案件については写真による確認、農地法第4条及び第5条の許可申請案件については、現地確認を行いました。

議案第1号、農地法第3条 ①売買の1番につきましては、申請地は、村田街区公園の南東、市道長堀線の西側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の１番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の１番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の１番は可決されました。続きまして、①売買の２番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の２番につきましては、申請地は、四谷共同利用施設の北西、市道西大須賀曾根石橋線の東側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の２番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の２番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の２番は可決されました。続きまして、①売買の３番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の３番につきましては、申請地は、十余三防音集会所の東、国道５１号の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の中で委員より、「案内図の黒く塗られた申請地の中で、色が抜けている部分がありますが、何かあるのでしょうか。」との質問があり、事務局からは、「宅地があり、その部分の色を抜いてあります。」との回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の３番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の３番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の３番は可決されました。

続きまして、①売買の４番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の４番につきましては、申請地は、伊能浄水場の西、市道伊能赤池線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の４番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の４番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の４番は可決されました。

続きまして、①売買の５番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ①売買の５番につきましては、申請地は、豊住駐在所の東、市道北羽鳥２号線の東側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、①売買の５番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の５番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第３条①売買の５番は可決されました。

続きまして、①売買の６番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の6番につきましては、申請地は、小野コミュニティセンターの東及び南、市道大和田倉水線の東及び西ならびに南側に位置する農地で、田及び畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の6番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の6番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の6番は可決されました。

続きまして、①売買の7番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ①売買の7番につきましては、申請地は、官林公民館の西、市道官林前林線の北側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、①売買の7番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の7番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条①売買の7番は可決されました。

続きまして、②交換につきましては、相互に関連がございますので、一括して審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条②交換の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する

日数が年間１５０日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、交換の１番は、田２筆を取得し、蓮根を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の１番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者です。

続きまして、３条②交換の２番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第１号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第４号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間１５０日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第６号の「地域との調和要件」ですが、交換の２番は、現況：田２筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから交換の２番は、農地法第３条第２項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、譲受人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、②交換の１番及び２番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（湯浅小委員長の挙手あり）

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第１号、農地法第３条 ②交換の１番及び２番につきましては、申請地は、豊住駐在所の東、市道北羽鳥１号線の東側に位置する農地及び、同じく豊住駐在所の北東、市道北羽鳥町田線の南側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、②交換の１番及び２番に関するご意見・ご質問をお願いします。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、②交換の１番及び２番を採決いたします。

なお、採決は案件ごとに行います。

それでは、②交換の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の1番は可決されました。続きまして、②交換の2番を採決いたします。

本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条②交換の2番は可決されました。次に、③贈与について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条③贈与の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の1番は、畑1筆を取得し、パクチー、里芋を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の1番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。

続きまして、3条③贈与の2番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の2番は、田1筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の2番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者ではありません。

続きまして、3条③贈与の3番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、贈与の3番は、田2筆を取得し、水稻を作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから贈与の3番は、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまないと判断いたしました。なお、受贈者は認定農業者です。以上でございます。

○議長 続きまして、③贈与の1番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③贈与の1番につきましては、申請地は、中郷スポーツ広場の南東、市道小泉新木戸線の東側に位置する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③贈与の1番に関するご意見・ご質問をお願いします

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の1番は可決されました。

続きまして、③贈与の2番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③贈与の2番につきましては、申請地は、長岡青年館の北、市道下田牛古田線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③贈与の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の2番は可決されました。続きまして、③贈与の3番について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ③贈与の3番につきましては、申請地は、長岡青年館の北、市道下田牛古田線の北側に位置する農地で、田として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、③贈与の3番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、③贈与の3番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条③贈与の3番は可決されました。

次に、④賃借権の設定について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 3条④賃借権の設定の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については、要件を満たしております。

許可基準第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の1番は畑2筆を賃借し、ネギを作付けしたいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の

集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者ではありません。

3条④賃借権の設定の2番につきましては、法人による賃借でございますが、法人形態は株式会社、賃借契約に解除条件が附されていることについては、賃貸借契約書の中に「農地を適正に利用していないと認められる場合には賃貸借契約を解除する」旨の条件の記載があり、要件を満たしております。

地域における適切な役割分担のもと、継続的な農業経営を行うことについては、確約書が提出されており、要件を満たすと思われま。

業務執行役員又は使用人（農場長等）のうち1人以上が農業に常時従事することについては、重要な使用人1名が農業に常時従事（150日以上）しております。このことから、農地所有適格法人以外の法人が農地を借りるための要件を満たしております。また、農政課からは書面で意見等ない旨いただいております。

提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」については要件を満たしております。

許可基準第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が年間150日以上であり、要件を満たしております。

また、許可基準第6号の「地域との調和要件」ですが、賃借権の設定の2番は、畑1筆を賃借し、コーヒーを栽培したいという営農計画です。

取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の2番については、農地法第3条第2項各号の不許可の場合に当てはまらなないと判断いたしました。なお、賃借人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 続きまして、④賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（湯浅 小委員長 の挙手あり）

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ④賃借権の設定の1番につきましては、申請地は、下総松崎駅の南、市道松崎大線の東及び西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、④賃借権の設定の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の1番は可決されました。

続きまして、④賃借権の設定の2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長 の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第1号、農地法第3条 ④賃借権の設定の2番につきましては、申請地は、十余三防音集会所の西、市道小泉馬場台仲嶺線の西側に隣接する農地で、畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告につきまして、④賃借権の設定の2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 2点ほど確認させていただきたいのですが、まず、コーヒー苗は順調に生育されているということですが、露地栽培なのかハウス栽培なのか。それともう1点は、収穫するという営農行為はあると思うのですが、販売先がわかれば教えてください。

(渡邊副主査の挙手あり)

○議長 渡邊副主査

○渡邊副主査 まず1点目ですが、ハウス栽培です。最初はポット苗で育て、その後地植えを伸ばすと聞いております。またハウス内は暖かくなるよう燃料を使って栽培をすると聞いております。次にもう1点ですが、某酒造メーカーと提携し、ドリップパックを販売すると聞いております。

○議長 その他ございませんか。

(大竹委員の挙手あり)

○議長 大竹委員

○大竹委員 定款には記載があると思うが、引き継ぐ法人はどのような業務を行っているのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 専門商社で様々な業務を行っております。

○井上事務局長 補足をさせていただくと、小委員会の際に法人の資料を頂いており、コーヒー豆栽培についての説明を受けています。小委員会に出席された皆さんは資料を見ていますが、他の委員さんはわからないと思いますので、参考としまして、この後の協議会でお渡しいたします。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、④賃借権の設定の2番を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、農地法第3条④賃借権の設定の2番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、藤崎委員は、議事に参与できませんので、暫時、退室願います。

(藤崎委員 退室)

○議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集6ページをお開き願います。

「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」でございます。1件の申請がございました。

1番、名木にお住まいの申請人が、名木の田1筆の一部、0.03㎡を「営農型太陽光発電施設用地として、令和17年5月14日まで、一時転用したいという申請でございます。なお、転用する面積はパネル部分に係る支柱部分の面積となります。総会資料15ページが案内図、16ページが公図の写しでございます。

以上で「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」の説明を終わ

らせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第4条の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、一時転用する場合は、例外的に許可できる場合に該当します。なお、一時転用の期間については、通常は3年以内となっておりますが、認定農業者等の担い手が、営農型太陽光発電施設の下部の農地で営農する場合、一時転用期間は10年以内となっております。

転用目的は、営農型太陽光発電施設用地です。なお、この申請は、支柱部分のみの面積を10年以内の一時転用扱いとするものです。

申請の用途に供することの確実性について、今回の申請は、一時転用許可を受けて設置した施設の期間を、10年間延長するものであるため問題はありません。

周辺農地の営農への支障について、事業は平成26年から許可を受けて行われているもので、土砂の流出、農業用の用排水施設への支障、集団的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間等、特に問題は認められません。

その他検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第2号、農地法第4条の1番につきましては、申請地は、成田市大栄消防署下総分署の西、市道中里名木線の北側に隣接する農地で、現況は太陽光パネルの下部は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第2号、農地法第4条の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第2号、農地法第4条の1番は可決

されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。退室されていた 藤崎委員 の入室をお願いします。

(藤崎委員 入室)

○議長 次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集10ページでございます。

「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」でございます。2件の申請がございました。

①売買でございます。1件の申請がございました。

1番、名古屋にお住まいの譲受人が、高岡にお住まいの譲渡人が所有する、高岡の田及び畑の各1筆、合計428㎡を売買により取得し、「専用住宅用地として転用したい」という申請でございます。総会資料17ページが案内図、18ページが公図の写しでございます。

続きまして、②賃借権の設定でございます。1件の申請がございました。

1番、賃借人である千葉市美浜区の法人が、多良貝にお住まいの賃貸人が所有する、多良貝の畑2筆、合計2,002㎡を借り受け、首都圏中央道路連絡自動車道事業に伴う資材ヤード用地として令和8年3月31日まで、一時転用したいという申請でございます。総会資料19ページが案内図、20ページが公図の写しでございます。

以上で「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 それでは、農地法第5条、①売買の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条①売買の1番です。農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地で、都市計画法に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地に該当します。

転用目的は、専用住宅用地です。

資力及び信用については、融資見込証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。

土地改良事業については、土地改良区として、差し支えない旨の意見書が添付されております。

申請の用途に供することの確実性については、令和7年5月1日着手、令和7年10月30日完了の予定です。

行政庁の許認可等の見込みについて、砂利採取法については、砂利採取計画認可書が添付されております。

計画面積の妥当性については、428平方メートルの敷地に、建築面積約127平方メートルの専用住宅を設ける計画であり、指針に示す基準の範囲内であり、かつ一般専用住宅の上限である、おおむね500平方メートルを下回っていることから妥当な計画面積となっております。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、浸透式とし、汚水・雑排水については合併浄化槽から水路に排出する計画です。

また、隣接農地もなく、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

その他検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、①売買の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条①売買の1番につきましては、申請地は、下総支所の北東、市道猿山間敷線の北側に隣接する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条①売買の1番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の1番について審議いたします。法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 農地法第5条②賃借権の設定の1番です。

農地の区分は、農用地区域内にある農地に該当します。農用地区域内の農地は原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、かつ、農振計画の達成に及ぼす影響について、農政課から農振計画にも支障がないという回答を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。

転用目的は、首都圏中央連絡自動車道建設工事に伴う資材ヤード用地です。

申請の用途に供することの確実性について、令和7年4月1日着手、令和8年3月31日完了の予定です。

計画面積の妥当性については、事業計画書及び土地利用計画図を審査した結果、妥当な面積であると判断しました。

周辺農地の営農への支障について、雨水による土砂の流出防止については、自然浸透とする計画です。

また、農業用の用排水施設への支障、集团的に存在する農地の分断、日照及び通風等への支障はありません。

一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。

その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 次に、②賃借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第3号、農地法第5条②賃借権の設定の1番につきましては、申請地は新田共同利用施設の北東、市道水の上2号線の東側に位置する農地で、現況は畑として管理されておりました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番を採決いたします。本案について小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、議案第3号、農地法第5条②賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

○議長 次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月）につきまして
は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、浅井委員、小川委員の両委員
は、議事に参与できませんので、暫時退室願います。

（浅井委員、小川委員 退室）

○議長 それでは、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月）につい
て、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集11ページをお開き願います。

「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月）について」でござい
ます。

本案は、利用集積計画により農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この
促進計画にて担い手等へ貸付けるものでございます。

成田市長より、12ページに記載のとおり、農用地利用集積等促進計画案の意見
聴取についての依頼がありましたので、提出をいたします。

計画の概略につきまして、14ページ及び15ページの総括表により、ご説明いた
します。

なお、詳細につきましては、16ページから36ページの促進計画一覧表をご覧く
ださい。

それでは、議案集14ページでございます。

1-1. 促進計画一括方式による利用権設定、使用貸借権及び賃借権でございます。

契約面積合計が326,387.44㎡、田が189筆44件、270,189㎡
で、畑が24筆8件、56,198.44㎡でございます。

詳細につきましては、議案集16ページから25ページの農用地利用集積等促進
計画一覧表のとおりでございます。

内訳につきましては、新規設定が契約面積70,267㎡、田51筆14件、60,
964㎡、畑2筆2件、9,303㎡、再設定が契約面積256,120.44㎡、
田138筆31件、209,225㎡、畑22筆6件、46,895.44㎡でござ
います。

1-2. 促進計画一括方式による利用権設定の転貸でございます。

詳細につきましては、議案集26ページから35ページの農用地利用集積等促進
計画一覧表のとおりでございますが、利用権設定の転貸となるため、先ほどご説明
いたしました、1-1. 促進計画一括方式による利用権設定と同じ数値となっております
ので、ご確認くださいませようお願いいたします。

2. 再配分の転貸でございます。議案集15ページでございます。

合計の契約面積は2, 132㎡、田2筆1件で、詳細につきましては、議案集36ページの促進計画一覧表のとおりでございます。

以上で「議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月）について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、本案について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

（湯浅小委員長の挙手あり）

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 議案第4号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月）につきましては、特に質疑はなく、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

（藤崎委員の挙手あり）

○議長 藤崎委員

○藤崎委員 1番から6番まで、無料で貸し借りしているようですが、中間管理機構に貸す場合、問題ないのでしょうか。

（鎌形係長の挙手あり）

○議長 鎌形振興係長

○鎌形振興係長 こちらは使用貸借権になりますので、賃借料はかかりません。

○議長 その他ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案（令和7年3月）について、を採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。

退室されていた浅井委員、小川委員の入室をお願いいたします。

（浅井委員、小川委員 入室）

○議長 次に、議案第5号、令和7年度 成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

（井上事務局長の挙手あり）

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 恐れ入ります、議案集37ページをお開きください。

「議案第5号 令和7年度 成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について」でございます。

料金につきましては、内税で表示しておりますのでご了承ください。

まず、1. 農作業標準賃金につきましては、千葉県農業会議の算出額を使用いたしますが、水田作業は1日当たり10,400円、畑作業は1日当たり10,000円でございます。

次に、2. 機械作業標準料金につきましても、畑耕起を除き、千葉県農業会議の算出額を使用いたします。

水田耕起は10a当たり7,200円、水田代かきは10a当たり7,600円、畦塗りは1m当たり42円、植付けは10a当たり9,200円、刈取脱穀は10a当たり20,600円、乾燥調製は60kg当たり3,400円、育苗は1箱当たり900円、畑耕起は、市独自で計算しまして、10a当たり6,800円と算出いたしました。

前年度と比較いたしますと、ほとんどの料金で値上がりしておりますが、機械本体代の上昇及び燃料価格の値上がりによるものでございます。

なお、本案につきましては、総会にて議決がされましたら、「広報なりた」や市のホームページでお知らせしますとともに、4月15日発行の「農業委員会だより」にも掲載いたします。

以上で「議案第5号 令和7年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定について」の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 次に、議案第5号について、小委員長より小委員会報告をお願いいたします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 議案第5号、令和7年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定につきましては、審査の中で委員より、「昨年と比較して金額は上がっているようだが、何パーセントくらい上がっているのか。」との質問があり、事務局からは、「比率では出していませんが、標準賃金について数百円、作業料金については1,000円を超えているものがあります。ほとんどの項目で上がっています。」との回答がありました。

また別の委員から、「畑作業が水田作業と比較して賃金が安い、こういった理由か。」との質問があり、事務局からは「賃金・料金については、千葉県農業会議から示された金額を準用していますが、昨年中の各地域ごとの実績を基に算出しており、印旛地域における畑作業の賃金に準じて、このような結果となっております。」との

回答がありました。

審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号、令和7年度成田市農作業標準賃金及び機械作業標準料金の設定についてを採決いたします。本案について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

○議長 それでは次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集39ページをお開き願います。

「報告第1号 専決処分について」でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により、専決処分をしましたので、報告いたします。

議案集40ページでございます。「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。8件の届出がございました。

この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

議案集43ページでございます。「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。5件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地の所有者が、自ら農地を転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集44ページでございます。「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地 転用届出」でございます。4件の届出がございました。

この届出は、市街化区域内の農地を、所有者以外の者が、権利の移転や設定を受けて、転用する場合の届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

続きまして、議案集46ページでございます。「④転用事実確認証明」でございます。

5条で6件の証明願がございました。

この証明は、転用の許可や届出後に、申請内容どおり転用が完了しているかどうかを確認して、証明書を交付しているものでございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

続きまして、議案集48ページでございます。「⑤引き続き農業経営を行っている旨の証明書」でございます。1件の申請がございました。

贈与税、相続税の納税猶予を受けている者は、引き続き納税猶予を受けるためには、3年毎に、納税猶予の継続届出書に本証明を添付して、税務署に提出しなければならないため、証明願いがあったものでございます。

1番、不動産岡にお住まいの申請者より、相続税の納税猶予を受けている不動産岡の畑4筆、合計4,259㎡について、引き続き耕作し、農業経営を行っている旨の証明願いがございました。事務局職員が現地調査を行い、農地が良好に管理されていることを確認しましたので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

以上で「報告第1号 専決処分について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第1号 専決処分につきましては、質問等は、ございませんでした。

以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第2号、農地法第5条の規定による許可申請の取下願について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集49ページでございます。

「報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」でございます。1件の取下願がございました。

令和7年2月7日開催の第20回総会で、許可相当としてご承認をいただいた案件

でございますが、相続登記完了後に再度許可申請をするため、許可申請の取下願いが提出されたものでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(坂田委員の挙手あり)

○議長 坂田委員

○坂田委員 先月の総会で出された案件で、数筆あったと思うのですが、この1筆を取り下げたことによって事業計画に支障が生ずるとか、そういうことはないのでしょうか。

(青柳主査の挙手あり)

○議長 青柳主査

○青柳主査 印旛農業事務所と相談、調整しておりまして、この1筆を取り下げたことによって、時期が遅れてしまうとか、そういうことはないかと伺っております。

○議長 他にございませんか

(矢崎委員の挙手あり)

○議長 矢崎委員

○矢崎委員 先月の申請の段階で、譲渡人に登記が済んでいなかったということで、その時点で相続が終わっていないにも関わらず、なぜ手続きができたのか。普通であれば亡誰々という記載になるかと思うのですが、その時点でこの譲渡人となった経緯について教えてほしいのですが。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長査

○井上事務局長 登記の内容につきまして、遺贈予約という形で仮登記がされており、私どもは支障がないということで県に送ったのですが、県のほうから指摘があり、所有権が移っていないという判断になりました。それからもう一点、この土地については非農地のような状態で、法務局のほうに地目変更登記の申請をしております。ですから場合によっては、農地法の適用から外れることも考えられます。外れない場合は

再度、転用申請ということで、相続登記が完了してから改めて申請してもらうことになります。

○議長 他に質問等ございますか。

(質問なしの声あり)

○議長 それでは、他に質問は無いようですので、報告第2号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集50ページをご覧ください。

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。全体で23件の通知がございました。

賃借人及び賃貸人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第3号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第4号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集56ページをご覧ください。「報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について」でございます。2件の届出がございました。

①千葉県農地転用関係事務指針の規定による、軽微な農地改良の届出が2件ござい

ました。

この届出は、従前と同等以上の土砂を用いて農地に盛土を行う場合の届出で、高さが1 m未満、面積は5 0 0 m²未満、事業期間が3 か月を超えないなどの要件がございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で「報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第4号 農地法の許可を要しない農地転用につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第4号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第5号 農地利用状況調査の結果について、を議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 それでは、議案集57ページをご覧ください。

「報告第5号 農地利用状況調査の結果について」でございます。

昨年7月から9月にかけて、農地利用最適化推進委員会に行ってくださいました、農地法第30条第1項の規定に基づく、利用状況調査の結果について、ご報告いたします。

議案集58ページ下段の合計欄をご覧ください。

「調査を行った農地」は、全体で7万4,169筆、7,610万8,675 m²で、昨年より52万5,792 m²増加しております。

この内、「適正に耕作・管理されている農地」は、5万1,366筆、6,180万7,876 m²で、全体の約81.2%、昨年より29万129 m²増加しております。

「草刈等で解消可能な遊休農地」は、5,438筆、371万6,644 m²で、全体の約4.9%、昨年より48万3,285 m²減少しております。

「基盤整備を要する遊休農地」は、6,996筆、454万2,309 m²で、全体の約6.0%、昨年より17万4,446 m²増加しております。

「農地以外に利用されている農地」は、1万369筆、604万1,846 m²で、

全体の約7.9%、昨年より54万4,502㎡増加しております。

「農業振興地域内農用地における遊休農地」は、5,706筆、448万5,138㎡で、全体の約5.9%でございました。

昨年と比較いたしますと、適正に管理耕作されている農地が、約29ヘクタール増加し、遊休農地は約31ヘクタール減少しております。

また、遊休農地率は、約10.9%であり、約0.5パーセント減少しております。

以上で「報告第5号 農地利用状況調査の結果について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(湯浅 小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅 小委員長

○小委員長 報告第5号、農地利用状況調査につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いいたします。
(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第5号を終了させていただきます。

○議長 次に、報告第6号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。
事務局より説明をお願いします。
(井上事務局長の挙手あり)

○議長 井上事務局長

○井上事務局長 議案集59ページをご覧ください。「報告第6号 農地等の現況に関する照会について」でございます。

①法務局の照会分として、香取支局より5件、成田出張所より6件、合計11件の農地等の現況に関する照会がございました。運営委員会などの際に現地調査を行っていただいた結果、記載内容のとおり回答しましたのでご報告いたします。

以上で「報告第6号 農地等の現況に関する照会について」を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長 次に、小委員長より小委員会報告をお願いします。
(湯浅小委員長の挙手あり)

○議長 湯浅小委員長

○小委員長 報告第6号 農地等の現況に関する照会につきましては、質問等は、ございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の説明及び報告につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等が無いようですので、報告第6号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

長時間にわたり慎重審議、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第21回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後3時03分)

上記のとおり会議次第を記載し、相違ないことを証するため署名する。

令和7年3月10日

議事録署名人
